Ħ	引い合わせ先	健康福祉局障害福祉課		
		5 0 4 - 2 1 4 7 (内線 3876)		

## 障害者あんしん電話の費用負担区分の変更

## 1 支援策の内容

あんしん電話の費用負担区分を、一割負担(166円)に変更します。

## 2 対象者 (要件等)

あんしん電話の利用料を全額自己負担されている障害者で、被災により前年に比較して所得が著しく減少し、市民税非課税に相当する世帯に属することになった方

## 3 手続きの方法

お住まいの区保健福祉課(東区は福祉課)に申請書を提出してください。

○中区保健福祉課障害福祉係	(TEL) 504-2588	(FAX) 504-2175
○東区福祉課障害福祉係	(TEL) 568-7734	(FAX) 568-7781
○南区保健福祉課障害福祉係	(TEL) 250-4132	(FAX) 252-2949
○西区保健福祉課障害福祉係	(TEL) 294-6346	(FAX) 231-6284
○安佐南区保健福祉課障害福祉係	(TEL) 831-4946	(FAX) 879-8565
○安佐北区保健福祉課障害福祉係	(TEL) 819-0608	(FAX) 815-0466
○安芸区保健福祉課障害福祉係	(TEL) 821-2816	(FAX) 821-2832
○佐伯区保健福祉課障害福祉係	(TEL) 943-9769	(FAX) 923-1611